

幼稚園醫令の發布

倉橋惣三

豫ての宿題であつた幼稚園醫令は、三月十八日勅令を以て發布せられた。同勅令では、學校醫令、青年訓練所醫令が併せ發布せられてあるが、其の第七條に、「各幼稚園ニ幼稚園醫ヲ置ク」とあつて、同勅令第二條乃至第六條の、學校醫に付ての規定が之れに準用されることに定められてある。こゝに其の規定を擧ぐれば次の通りである。

第一條 各學校ニ學校醫ヲ置ク

第二條 學校醫ハ學校衛生ニ關スル職務ニ服ス

第三條 學校醫ハ官立ノ學校ニ在リテハ學校長、公立ノ學校ニ在リテハ地方長官、私立ニ在リテハ設立者之レヲ嘱託ス

學校醫ハ醫師タルコトヲ要ス

第四條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ監督官廳、市町村長（町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキ者トス。以下同ジ）又ハ學校長ノ諮詢スルトキハ意見ヲ答申スベシ

學校醫ハ學校衛生ニ關シ監督官廳、市町村長、又ハ學校長ニ建議スルコトヲ得

第五條 學校醫ニハ當該學校ノ經費ヨリ相當ノ手當ヲ給スペシ、但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限リニアラズ

第六條 本令ニ定ムルモノ、外、學校醫ノ執務其他ニ關シ必要ナル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 各幼稚園ニ幼稚園醫、各青年訓練所ニ青年訓練所醫ヲ置ク

第二條乃至前條ノ規定ハ幼稚園醫及青年訓練所醫ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別ノ事情アル場合ニ於テハ當分ノ内學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫ヲ置カザルコトヲ得。

すなはち、之れによつて初めて初めて幼稚園衛生の法令的確實性が實現せられた譯で、まことに欣慶にたゞぬことである。元來幼稚園令の制定せられた時、衛生方面に關する規定の擧げてないことは、幼兒保育の本質上重大なる缺陷として感ぜられて居たが、追つて幼稚園醫令の制定によつて、其の缺陷は當然充實せらるゝことに、その當時から豫定せられて居たのである。幼兒の身體的健康に於て至大の責務をもつところの幼稚園としては、幼稚園令と此の幼稚園醫令とを併せて、茲に初めて完全なる規定を得たといつていゝ譯なのである。

此の法令の有無に拘はらず、幼稚園醫の置いてあつた幼稚園は、決して少くはなかつたであろう。しかし法令の定めのない間は、園醫、即ち、衛生的方面の専門的當事者なしにも幼稚園は行はれ得たのであつて、其の不合理、不完全、といふよりも寧ろ大いなる危険が如何に多く存したことであらうか。之れは吾人の長く遺憾とし、時に寒心にたえない點であつたのである。殊に、問題を極めて消極的に考へるとしても、幼稚園は、幼弱なる幼兒が病菌の傳染を受け易いといふことを以て、常に醫家から危惧されてゐたのである。甚しきは、それを以て、幼稚園そのものへの反對論の根據にさへされることもあつたのである。此の問題に對し、保姆は勿論その注意を怠らなかつた。從來とても決して實際上の用意を缺かれてゐたのではない。しかも、衛生醫學に關する専門的當事者の居ない場合に、われひと共に、理論的弱點なしといふ譯にはゆかなかつた。幼稚園醫の法規的存在は、此の點に關しても、必ずや強い解決を與へるものである。

更に積極的に考へる時に、幼兒保育の眞の任務が、幼稚園醫の力によつて、深く廣く實現せられてゆくことを期待せずにはゐられない。幼兒期の保育が、身體的方面の問題を、殆んど其の半分と見るべきことは言ふまでもないのであって、幼稚園教育原理のみに基く幼稚園の傳統的觀念からすればこそ、從來及び現在の幼兒保育が、身體的方面の積極的考慮を平氣で缺いてゐるのであるけれども、之れは新らしき時代の要求する幼兒保育として、甚しく不完全なことである。英國の保育學校令が、如何に身體衛

生の方面に重きを置いてゐるかを更めて引き合ひに出すまでもなく、我國新幼稚園令の精神も、當然にその方面を重視してゐるのである。

此の勅令の附則には、特別の事情ある場合に於ては當分の内之れを置かざることを得となつてゐる。これは、新しき法令が常に與へるところの、施行期日の猶豫であつて、政府として、法令強制の寛大を示すものであるけれども、幼稚園そのものゝ本來の性質上より見る時は、當然、全國一齊に、殘らずの幼稚園に於て、此の法令通りに即時實施せらるべきものである。社會も亦、幼稚園醫の有無を以て、その幼稚園に對する信賴を定むるに相違ない。從來に於ても、そうである筈であつたのが、法令の根據を以てして益々その感は強く鋭くならざるを得ない。附則の猶豫を以て、實際上の實施を猶豫さるべきものではないのである。

尙ほ序を以て言ひ添へて置き度いことは、幼稚園醫の職に當る人々が、是非とも、其の職務の積極的責任を明かにして、幼稚園衛生の充實に熱心なる努力をつくされんことである。幼稚園當事者としても苟も専問家を囑託する以上、つとめてその意見を徵し、自己の幼稚園の充實とはかるべきことは言を俟たぬが、世には往々にして、名目だけといふ風のことが行はれないとも限らない。若し、そんなことであつたら、折角くの幼稚園醫の新令も、その點の効果を擧げることは出來ない。而して、吾人は、その充實の責任を、幼稚園當事者に求めると共に、幼稚園醫その人に期待せざるを得ぬ。幼稚園醫の任務は

その幼稚園を通じて、國民保健の基礎を立てるものである。英國が保育學校令を制定した時の一つの主なる精神であつた如く、國民保健の大事業が學齡を俟つて着手せらるゝのは既にちそいのであつて、必ず、學齡前幼兒期に於て着手せられなければならぬのである。而して、それは、實際上幼稚園醫の任務であるのである。吾人は、此の重大なる意義に於て、幼稚園醫令の發布を深く欣ぶと共に、幼稚園醫諸氏に對して、至大の責任を期待するものである。

春爛漫

うら／＼とのどけき春の心よりにほひ出でたる山櫻ばな

み吉野の櫻咲きけり帝王の上なきに似る春の花かな

しめやかに思ひ餘れるいきをして柳の奥に上り来る月

すみだ川蓑着てくだすいかだしにかすむあしたの雨をこそ知れ

山里の春の夕暮來てみればいりあひの鐘に花ぞ散りける

うら／＼に昭れる春日に雲雀あがり心かなしもひとり思へば

加茂眞淵

與謝野晶子

同

加藤千蔭

能因法師
大伴家持